

記者発表資料
平成22年3月26日

担 当	まちづくり推進課
担当者	課長：市川 係長：松山
連絡先	81-4111 内線266

消費生活相談室の開設について

高齢者を狙う悪徳商法や商品・サービスの契約トラブルなどの消費生活相談に、これまで週1回相談員1名を配置し対応してきたが、複雑化・多様化する相談にさらに迅速に対応し、消費者被害の拡大を防ぐため消費生活相談室を開設する。

相談室には国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結ぶPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）端末を設置し、全国の相談事例等の検索を行い消費者に的確な助言を行う。

また、平成22年1月から全国運用されている消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）への接続を行い、消費者の利便性の向上を図る。

開 設 日 平成22年4月1日～

場 所 本庁舎1階（高齢介護課となり）

受付時間 毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

相談方法 面談及び電話による相談

相 談 員 嘱託員1名（現在の相談員）
 臨時職員2名 ※3名が交替で対応する。
 （新規に採用し、県民生活相談センターにて研修を受けた者）

電話番号 0584-75-3371（直通）
 または、消費者ホットライン
 0570-064-370（全国共通）

消費者ホットラインの接続先

月～金曜日（祝日を除く）は大垣市役所、土曜日は県民生活相談センター、日・祝日は国民生活センターへ接続される（いずれも年末年始を除く）